平成２８年（フ）第１２９６号
札幌市南区北ノ沢1819番地　若樹荘１号
債務者　佐藤　ヤヱ
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２５号
札幌市豊平区中の島１条11丁目１番６号　グリーンハイツ202号
債務者　土井　厚子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６９号
札幌市中央区北９条西24丁目３番21―801号
債務者　見春　孝二
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９８号
札幌市北区新川西４条４丁目９番８号
債務者　福原　洋勝
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９９号
札幌市北区新川西４条４丁目９番８号、住民票上の住所札幌市北区新川４条９丁目２番21号　サンシャロンス202号
債務者　福原　和恵
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５３号
札幌市南区南35条西９丁目１番11号　コンフォートＳ35―205号
債務者　浅井　洋二
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５５号
札幌市西区西野12条８丁目５番８号
債務者　袴田　　遥
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６２号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目20番42号　クレストール高柳102号
債務者　本間　惠子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２９号
札幌市東区本町１条９丁目２番２―203号
債務者　浅水　由子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３８号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番38―203号
債務者　新谷　　透
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４０号
札幌市豊平区西岡５条１丁目５番22号　ＫＩＳＳ　ＩＮＮ13―203号
債務者　荒谷　大地（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４号
岐阜県土岐市泉町大富1635番地の５　第一梅ノ木荘２号
債務者　松森　　憲
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第５５号
岐阜県土岐市泉町大富1635番地の５　第一梅ノ木荘２号
債務者　松森ヒトミ
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２４０号
静岡県裾野市須山1829番地の21、前住所東京都町田市鶴間1876番地１　Ｈｉｌｌ　Ｐｌａｃｅ　南町田　504
債務者　大野三紀子（旧姓平本・高田）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
堺市北区金岡町1423番地４　ビッグカーサ堺しらさぎ駅前306号
債務者　吉永　隆晃
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３５号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－８－405号　芝山府営住宅
債務者　面谷　早代（旧姓岡田・吉武）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４６号
大阪府松原市天美東８丁目14番５―105号
債務者　綜合技術研究所こと綜合設備研究所こと　ベル企画こと　弓場　　壹
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係